

館山市企業誘致補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業立地を促進し、市内経済の発展及び雇用の場の確保を図るため、企業が市内の空き店舗等を活用して事業所を設置する場合における当該事業所に係る家賃等の費用に対し、予算の範囲内において交付する館山市企業誘致補助金（以下「補助金」という。）について、館山市補助金等交付規則（平成19年規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 事業を営む法人をいう。
- (2) 空き店舗等 館山市内において、過去に居住又は営業していた実績があり、現に事業の用に供されていない事業活動を行うための施設（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗内のものを除く。）、保養所又は住宅であること。
- (3) 事業所 企業がその事業の用に直接供する施設をいう。
- (4) 新設 市内に事業所を有しない企業が、新たに事業所を設置すること。
- (5) 専用通信回線 特定の利用者が専用して使用する電気通信回線をいう。
- (6) 通信機器等 専用通信回線に係る通信機器等をいう。
- (7) 常用雇用者 事業の開始時において企業と雇用契約を結んでいる者であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 当該雇用契約が期間の定めのないものであること。
 - イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であること。
 - ウ 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、企業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 企業及びその代表者に市税等の滞納がないこと。
- (2) 館山市外に本社がある企業であって、次のいずれかに掲げる事業の事業所を、市内の空き

店舗等を活用して新設し、又は新設しようとしている者であること。

ア 日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として総務大臣が公示した日本標準産業分類をいう。以下同じ。）の大分類Eに分類される製造業

イ 日本標準産業分類の大分類Gに分類される情報通信業

ウ 日本標準産業分類の細分類9294に分類されるコールセンター業

(3) 許認可等を必要とする事業にあつては、既に当該許認可等を受けている者であること。

(4) 事業所の開設から1年を経過していないこと。

(5) 事業所における業務を3年以上継続することが見込まれること。

(6) 開設した事業所において常用雇用者が1人以上就労していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は補助金の交付対象とはしない。

(1) 他の者が行っていた事業を継承して行い、又は行おうとする者

(2) 仮設又は臨時の事業所その他その設置が恒常的でない事業所で事業を行い、又は行おうとする者

(3) 館山市企業立地及び雇用の促進に関する条例（平成25年条例第25号）に基づく奨励金の交付を受け、又は受けようとする者

(4) その他市長が適当でないと認める者

（補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費並びに補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。ただし、金額については、予算の範囲内とする。

2 一の事業者に対する補助金の交付は、1回限りとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、館山市企業誘致補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 資金計画書

(3) 同意書（別記第2号様式）

(4) 財務諸表（本社の決算書。直近3年分）

(5) 法人の登記事項証明書及び定款若しくはこれに類するもの

(6) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合に限る。）

- (7) 工事見積書の写し（該当する場合に限る。）
- (8) 賃貸借契約書の写し（該当する場合に限る。）
- (9) 専用通信回線使用料の見積書の写し（該当する場合に限る。）
- (10) 通信機器等リース料の見積書の写し（該当する場合に限る。）
- (11) 事務機器取得費の見積書の写し（該当する場合に限る。）
- (12) 常用雇用者の住民票の写し及び雇用保険の被保険者証の写し
- (13) その他市長が必要と認める書類

（申請者の責務）

第6条 申請者は、産業経済団体への積極的な加入に努めるとともに、本市又は産業経済団体が行う産業の振興のための事業に積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及びその額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、館山市企業誘致補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、申請した内容を変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、館山市企業誘致補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第4号様式）に第5条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して市長に提出するものとする。

（変更等の承認の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更等の承認の可否を決定するものとする。この場合において、変更等を承認するときは、変更等の後の補助金の額を合せて決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、館山市企業誘致補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（別記第5号様式）により変更等の承認の申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付対象者は、事業を実施した各年度において、補助事業が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了後1ヵ月以内又は当該年度の末日のいずれか早

い日までに、館山市企業誘致補助金実績報告書（別記第6号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 事業に係る経費の支払を証する書類
- (2) 設備及び備品の整備が完了した後の事業所の状況が分かる写真
(額の確定)

第11条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、当該実績報告書に係る補助金の額を確定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の額の確定をしたときは、館山市企業誘致補助金確定通知書（別記第7号様式）により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。
(交付の請求)

第12条 補助金の請求は、館山市企業誘致補助金交付請求書（別記第8号様式）により行うものとする。
(概算払い)

第13条 補助金の交付の決定を受けた者は、実績報告書の提出前においても、補助金の交付を受けることができる。

- 2 前項の規定による補助金の概算払いを受けようとする者は、館山市企業誘致補助金概算払い請求書（別記第9号様式）を市長に提出するものとする。
(補助金の交付)

第14条 市長は、前2条の規定による請求があったときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。
(財産の管理及び処分)

第15条 交付対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等（以下「設備等」という。）について、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 交付対象者は、補助事業が完了した日から5年間は、補助事業により新設し、又は増設した設備等の処分をしてはならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
(補助金の返還)

第16条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 法令又は規則若しくはこの要綱に違反したとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益となる活動を行う団体であると認められるとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この要綱は、平成30年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の申請を行った者に対する補助金の交付については、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条第1項）

補助対象経費	補助率	補助期間	補助 限度額
事業所の家賃（敷金、礼金、共益費等を除く。）	家賃の額に2分の1を乗じて得た額以内。	初年度の交付決定の日から起算して1年以内	100万円
購入又は賃貸した物件の改修費、通信回線使用料（開通費用も含む。）、通信機器等のリース料、事務機器取得費	建物改修費、通信回線の使用料、通信機器等のリース料及び事務機器取得費の額の合計額に2分の1を乗じて得た額以内。		

備考 補助金の額に1000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別記

第1号様式（第5条）

第2号様式（第5条第1号）

第3号様式（第6条第2項）

第4号様式（第7条）

第5号様式（第8条第2項）

第6号様式（第9条第1項及び第2項）

第7号様式（第10条第2項）

第8号様式（第11条）

第9号様式（第12条第2項）